

【生活援助算定チェックシート】

チェック No	チェック項目	考え方・ポイント
①	利用者本人に対してヘルパーによる生活援助が必要であること ＝利用者ができない行為であること	●生活援助≠家事代行 →「やったことがない(家事の経験がない)」 「家族に負担をかけたくない」 「利用者が家族の為にやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」 等の理由は認められない。 ●家事の全てはできなくても、生活環境を整えればできること、できないことはないか？ そうした点を見極めながら、生活援助をケアプランに位置付ける。 ●通常であれば、本人ができる、あるいはできるようになる可能性がある生活行為を代行することで、ADL や IADL, QOL の低下を招かないようにすることが大切。
	ケアプランに位置付けようとしている家事について、 ①できること、②できないこと、③できそうなことをアセスメントする。 例：①野菜を洗う、盛り付ける②野菜を切る、炒める、煮る③手伝いがあれば味付け	
②	同居・別居の判断	●一般的な同居の定義：同じ家屋に家族等が住んでいる ●二世帯住宅：家屋構造に関係なく同居と考える ●同一敷地内に居住：家屋構造に関係なく別棟であっても同居と考える →ただし、同居と判断した場合でも、同居家族等の状況によっては、生活援助の算定対象となり得ることもあるため、フローチャートやチェックシートを最後まで確認した上で判断。
	日中独居 (同居家族等が就労等で日中不在の場合)の取扱い	A)場合によっては「その他やむを得ない事情」に該当することがある。(②－2を参照) ※ただし、「日中不在」だけでは「やむを得ない事情」とはならない。 B)家族等日中不在であることにより、どのような家事ができなくなり、逆にどのような家事ならば可能であるかを明確にする。 C)家族等が不在の時間帯に行う必要性があるものか(家族等が不在の時間帯に行わなければ、日常生活上、大きな支障が生じるか)を検討する。 D)他の代替手段がないか検討する。 ●A～Dの全てを満たす必要がある。

②

②－１ 家族等が障害・疾病で家事が困難な場合

A)障害者手帳の有無や障害認定(身体・知的・精神)だけで判断せずに、障害に起因して実際に家事を行うことが困難であるかどうかで判断。

B)当該疾病によってどのような家事が困難であるかを明らかにする必要がある。

C)同居家族等が一時的に家事困難になった場合は、短期的にサービスを導入することも可。

→ただし、必ず事前に利用者へ「あくまでも短期的な利用」との説明をし、同意を得ておくこと。

●A～Cに留意した上で判断

②－２ 「その他やむを得ない事情」で家族等による家事が困難な場合

A)「その他やむを得ない事情」については、個別判断が必要。

～認められる例～

- 家族等に高齢による筋力低下があるために、できない家事がある場合
- 家族間に、これまでの関係性など利用者の今後の生活に影響を及ぼすような深刻な問題があるために、家事援助が期待できない場合
- 家族等に家事を行わせることにより、介護疲れによる共倒れ等の深刻な問題が生じることが明らかだと判断した場合
- 同居の家族等が、要支援・要介護認定を受けており家事を行うことが困難な場合

→各利用者に対する算定の振り分けは、サービスに対する各利用者の占める割合に応じて合理的な理由で振り分ける必要あり。

- その他、安全・健康・衛生上の必要性が高い場合
(介護放棄などの虐待など)

～認められない例～

- ×「家族等に対して遠慮があるので、家族等には頼みにくい」、「家族等に負担をかけたくない」「家事をしたことがない、苦手だ」といった理由だけでは算定不可
- ×同居家族等が就労等によって日中独居となる場合、家族が滞在している時間帯(夜間や休日)において対応すれば事足りるもの。
- ×同居家族等が共有部分を使用していると認められた場合、共有部分の掃除については、原則算定不可。

ただし、本人の失禁が多いため、衛生面、転倒防止の観点から日中のトイレを掃除する等の必要性がある場合は、ケアプランに位置付けられたサービスのみ算定可。

		B)「その他やむを得ない事情」の場合も、家族のアセスメントが必要。どのような家事ができる(できそうな)のか、何ができないのかを明らかにする。 C)「その他やむを得ない事情」で生活援助を居宅サービス計画に位置付ける場合は、短期的に位置付け、改善に向けて働きかけを継続する。 ●A～Cの全てを満たす必要がある。
③	サービス提供内容が介護保険給付サービスとして適切であること	生活援助の内容は、 A)老計第10号に定められた範囲のサービス内容 B)厚生省告示第19号と老企第36号第2の2(6)の基準を満たしていること C)老振第76号に示された不適切な事例に非該当
④	事前に 居宅サービス計画 (総合事業)に位置付けられている	介護保険サービスを利用するには、ケアマネージャーや地域包括支援センターが作成する 居宅サービス計画書(ケアプラン) や 介護予防サービス・支援計画書 に位置付けられていることが必要。
⑤	居宅サービス計画 (総合事業)がサービス担当者会議で、利用者・家族等を含めて 合意 され、 明文化 されている	居宅サービス計画書 や 介護予防サービス・支援計画書 に生活援助中心型の算定理由について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって 最適なサービスの内容とその方針 を明確に記載する必要がある。
⑥	事前に訪問介護計画(総合事業)に位置付けられている	訪問介護事業所が作成する 訪問介護計画書 に、目標設定とともに位置付けられ明記されている必要がある。 介護予防訪問サービスで位置付ける場合には、訪問介護事業所は自らが行う2次アセスメントに基づいた訪問介護計画になっている必要がある。